

下水道等使用料の値上げのお知らせ

下水道等(公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント)使用料を下記のとおり改定することとなりました、お知らせします。

1. 改定後の料金(税込)

基本料金(1月につき)		超過料金(1立方メートルにつき)
水 量	料 金	
10立方メートルまで	2,160円	145円

2. 改定料金の適用日: 8月1日(水)から

※8月1日以前より継続して使用している場合は、経過措置として、10月請求分(9月使用分)から適用となります。

3. 改定理由

下水道等事業はそれぞれ、皆様からいただく使用料収入によって、経営に必要な経費をまかなう、独立採算制を基本として経営されています。しかしながら、現状では使用料収入でまかなえておらず、町の一般会計から補填されています。

また、昨今の人口減少などによる使用水量の減少に伴い、さらなる減収が予想され、さらに、今後更新時期を迎える設備の更新財源を確保する必要もあります。

今回の改定は、経営基盤の強化を目的とし、今後は3年毎を目安に料金の適当性について検証し、見直しをしていく予定です。

今後とも、より効率的な事業運営と経費削減に努めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

問 水道課 ☎32-5082

木造住宅の無料耐震診断と耐震補強に助成

町では、地震に強いまちづくりのため、木造住宅の無料耐震診断や耐震補強工事費用の一部補助を行っています。

対象建築物

次の①～③の要件をすべて満たす建築物

- ①昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ②一戸建ての住宅(店舗等併用住宅は延べ床面積の2分の1以上が住宅部分)
- ③在来軸組構法、伝統的構法または枠組壁工法によるもの



木造住宅の無料耐震診断

県に登録された岐阜県木造住宅耐震相談士が訪問し、木造住宅の無料耐震診断を行います。後日、診断結果と概算の補強工事費など補強のためのアドバイスをします。

申込方法は、建設課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、対象建築物の所有者が申し込みください。

※申込書は町ホームページからダウンロードできます。

・ 診 断 費 用 無 料

・ 申 込 み 期 間

第1期受付 7月31日(火)まで

第2期受付 9月3日(月)～11月15日(木)

〈土日祝日を除く〉



木造住宅の耐震補強工事費用の一部補助

耐震診断の結果、倒壊する可能性があると判断された場合、耐震補強工事の実施をおすすめします。

耐震補強工事費用の一部を補助いたします。(工事着工前に実施計画書等による申込が必要で、補助金の交付要件に該当する必要があります。)

※補助件数には限りがあります。



▲ 震災による倒壊家屋

(出典: (一財)消防防災科学センター)

問 建設課 ☎32-5081